

ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱

第1 目的

この要綱は、ゴルフ場で使用される農薬等による周辺環境の汚染と動植物への被害の防止を図るため、ゴルフ場における農薬等の安全かつ適正な使用の確保など必要な事項について定め、もって道民の健康と財産を保護するとともに良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。)第2条第1項に規定する農薬をいう。
- 2 前項の防除のために利用される天敵は、これを農薬と見なす。
- 3 この要綱において「肥料」とは、肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)第2条第1項に規定する肥料をいう。
- 4 この要綱において「ゴルフ場」とは、道内の既設6ホール以上のゴルフ場又は6ホール以上のゴルフ場としての造成中のゴルフ場をいう。
- 5 この要綱において「事業者」とは、ゴルフ場を経営し、又は経営しようとしている者をいう。

第3 事業者の責務

- 1 事業者は、農薬及び肥料の使用による環境や人の健康などへの影響を軽減するため、自ら排水管理など必要な対策を講ずるとともに、知事の講ずる施策に協力する責務を有する。
- 2 事業者は、この要綱の施行に必要な限度において、知事が行う立入調査及び報告徴収に協力するものとする。
- 3 事業者は、排水管理計画などの環境配慮措置、農薬の使用状況、水質測定の結果及び事故が発生した場合の措置状況等について、ゴルフ場利用者をはじめ広く道民に公表するよう努めるものとする。

第4 排水管理など必要な対策に係る計画書の作成

- 1 事業者は、ゴルフ場の排水管理など必要な対策を適正に行うため、次に掲げる地図及び計画書を作成するものとする。

また、その内容を変更する場合には、その都度、修正するものとする。

 - (1) ゴルフ場内の詳細な排水系統及び周辺河川等との関連(下流域の利水との関連を含む。)を明らかにしたゴルフ場及びその周辺の地図
 - (2) 農薬の使用方針、貯水池等の整備及び魚の飼育による水質の監視など、ゴルフ場からの農薬の流出を防止するための対策を明示した排水管理計画書
- 2 事業者は、排水管理計画書の作成及び変更に当たって、道及び当該ゴルフ場が所在する市町村から必要な情報の提供及び助言等を受けるものとする。
- 3 事業者は、1の(2)の排水管理計画書に基づき、その対策を実施するものとする。

第5 農薬法等の遵守

事業者は、農薬の購入及び使用等に当たっては、農薬法及び「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）を遵守するものとする。

第6 農薬使用管理責任者の選任

- 1 事業者は、農薬使用管理責任者を選任し、農薬の安全かつ適正な使用及び管理を行わせるものとする。
- 2 事業者は、道及び関係団体が行う農薬使用に関する講習会等へ農薬使用管理責任者等を参加させるものとする。

第7 農薬の使用計画

- 1 事業者は、農薬散布が周辺環境に及ぼす影響を考慮し、防除の目的にあった農薬のうち、できるだけ毒性が低く飛散の少ない剤型のものを選定するものとする。
- 2 事業者は、使用を予定する農薬に関し、病虫害または雑草の発生状況等に応じ、第4の排水管理計画書に明示された農薬の使用方針に基づき、効果的かつ安全で、必要最低限の農薬の使用となるよう計画するものとする。
- 3 事業者は、農薬を使用しようとするときは、前項の計画を別記様式「農薬使用計画書」にとりまとめ、毎年度、使用しようとする最初の日までに、知事に提出するものとする。
また、これを変更しようとするときも、同様とする。
ただし、農薬法に基づく農薬使用計画書を国に提出する事業者については、知事への提出を要しない。

第8 危被害の防止

- 1 事業者は、農薬を散布する場合は、周辺の利害関係者へその旨を事前に連絡するものとする。
- 2 事業者は、農薬の散布に当たっては、第7の農薬の使用計画に基づき、可能な限り農薬の使用量を抑制するよう努めるとともに、気象、地形、水道水源等周辺利水の環境条件を考慮の上、周辺住民、従業員及び利用者並びに動植物に対する十分な危被害の防止対策を講ずるものとする。

第9 農薬使用状況の記録

事業者は、「農薬使用記録簿」を備え、農薬の使用状況を記録し、当該記録簿を3年間保存するものとする。

第10 農薬の保管管理

- 1 事業者は、「農薬受払簿」を備え、農薬の購入量及び在庫量を記録し、当該受払簿を3年間保存するものとする。
- 2 事業者は、鍵のかかる専用の保管庫を設けるなど農薬の盗難、紛失、飛散又は流出の防止に努めるものとする。

第1 1 肥料の購入及び使用

- 1 事業者は、肥料を購入しようとするときは、肥料法第23条第1項の規定による届出を行っている肥料販売業者から購入するものとする。
- 2 事業者は、肥料法第7条若しくは第8条の規定による登録を受け、又は同法第16条の2若しくは第22条の規定による届出のあった肥料を使用するものとする。
- 3 事業者は、肥料の使用に当たっては、施用上の注意等の表示事項に基づいて肥料の適正な使用に努めるものとする。

第1 2 廃棄物の処理

事業者は、農薬の残余及び空容器などを適正に処理するものとする。

第1 3 防除の委託

事業者は、病虫害の防除を委託しようとするときは、委託する防除業者に対し、農薬法及び本要綱を遵守するとともに、当該ゴルフ場周辺の環境保全等に万全を期して防除を実施するよう指示するものとする。

第1 4 水質測定の実施

- 1 農薬を使用する事業者は、ゴルフ場の排水及びゴルフ場内の井戸水の水質について自主測定を実施し、当該結果記録表を3年間保存するものとする。
- 2 1の測定項目は、当該ゴルフ場で使用される主な農薬に係る水質とする。

第1 5 農薬散布従事者等の健康管理

事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条の3及び第66条の趣旨に沿って健康診断を行うなど、農薬散布従事者及びキャディの健康管理に努めるものとする。

第1 6 事故発生時等の措置及び連絡

- 1 事業者は、農薬の流出等により周辺の住民、動植物、水道水源等に影響を及ぼしたとき又は及ぼすおそれがあるとき(以下、「環境への影響」という。)は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、その旨を知事、市町村長及び周辺の利害関係者に連絡するものとする。
- 2 第14に規定する水質測定において、環境省が定める「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」2の(3)における水濁指針値及び水産指針値を超えた場合、又は使用農薬に係る測定値について環境への影響が疑われる結果が出た場合についても、1と同様とする。

第1 7 道の事業者に対する措置等

- 1 知事は、農薬及び肥料の使用による環境への影響を軽減するため、この要綱の趣旨及び環境への配慮について事業者に周知するものとし、必要に応じて環境配慮についての指導又は助言を行うものとする。
- 2 知事は、第16に規定する事故発生等の連絡を受けた場合は、事故拡大を防止するため、市町村長

と協力して、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

- 3 知事は、2の連絡等を受けた場合、又はこの要綱の施行に必要な限度において、ゴルフ場に対し立入調査又は第14に規定する水質測定などの報告徴収を行うものとする。
- 4 知事は、3の立入調査の結果等により、環境保全上必要があると認めるときは、事業者に対し、環境汚染防止についての指導又は助言を行うものとする。

第18 道と市町村との連携等

- 1 知事は、この要綱に定める事項を効果的に推進するため、市町村長と積極的に情報交換を行うなど相互に密接な連携を図るものとする。
- 2 知事は、市町村長と事業者とのゴルフ場の農薬使用に伴う環境保全に関する協定等について、市町村長から相談があったときには、市町村長及び事業者に対して指導又は助言するものとする。

第19 道による公表等

- 1 知事は、この要綱の趣旨をゴルファーに啓発するよう努めるものとする。
- 2 知事は、この要綱により講ずる対策及びその結果等に関し広く周知する必要がある事項について、道民に公表するものとする。

第20 その他

- 1 知事は、随時、この要綱の実施状況を点検し、必要な見直しを行うものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。